

# 經濟論叢

第112卷 第5号

- 
- 利益正常化の仮説の拡大……………高 寺 貞 男 1
- 戦時公債発行における中央銀行と  
銀行合同について……………田 中 重 博 15
- イギリス国民勘定の形成過程……………川 口 清 史 39
- 19世紀後半アイルランドにおける  
土地所有関係とイギリス地主制度……………本 多 三 郎 60
- 

昭和48年11月

京都大學經濟學會

## 利益正常化の仮説の拡大

高 寺 貞 男

### I 利益平準化の仮説から利益正常化の仮説へ

アメリカ公認会計士協会会計調査部長として『一般に認められた企業会計原則叢書』を編集した P. グレイディが「われわれは会計の多様性 (all diversity in accounting) を……競争企業体制から排除することができるし、また排除されねばならないという誤った望みを注意深く避けるべきである」<sup>1)</sup> と強調していることからわかるように、「投資家への財務報告の無政府状態」<sup>2)</sup> をもたらず会計の多様性は、競争企業体制のもとでは、その範囲がせばめられるどころか、古い会計方法が完全に追放される以前に新しい会計方法が追加容認されることによって、反対にますますひろまる傾向にある。したがって、現在容認されている会計方法の「組合せを数学的に合計してみたら、適用可能な会計の取合せ (variety of possibilities in accounting) は天文学的数字となるであろう。」<sup>3)</sup> 「事実、[オーストラリアの R. J.] チェンベーズ [シドニー大学教授] は『一般に認められた会計原則』にしたがい決定された 3,000 万通りの数値のいずれかとして所定の企業の利益を測定することができる、と計算している。」<sup>4)</sup>

このように、多くの「代替的会計手続が利用でき、しかも『一般に認められ

1) Paul Grady, *Inventory of Generally Accepted Accounting Principles for Business Enterprises* (Accounting Research Study No. 7), New York, 1965, p. 380.

2) Richard H. Simpson, "An Empirical Study of Possible Income Manipulation," *The Accounting Review*, October 1969, p. 817.

3) Grady, *op. cit.*, p. 379.

4) Tribhawan N. Jain, "Alternative Methods of Accounting and Decision Making: A Psycho-Linguistical Analysis," *The Accounting Review*, January 1973, p. 95. Cf. R. [aymond] J. Chambers, "A Matter of Principle," *The Accounting Review*, July 1966, pp. 454-455.

た』ものとして合理化できるところでは、選択をするのは経営者である。』<sup>5)</sup> として、「会計原則の選択〔または財務会計政策〕にたいする経営者支配<sup>コントロール</sup>』<sup>6)</sup> として「一般に認められた会計原則の枠内で会計方法を選択する広範な自由」<sup>7)</sup> をもっている「経営者は利益を操作する目的から〔会計〕実務を選択する」<sup>8)</sup> ので、「利益を操作し、さらに一般に認められた会計原則にしたがい作成された会計報告を提示する機会はおどろくべきほど多いのである。』<sup>9)</sup>

ところで、「所定の取引の効果を測定するのに容認された代替的方法が存在しているときにはいつでも会計政策の〔決定〕問題 (problems of accounting policy が生ずる)』<sup>10)</sup> が、「経営者による代替的会計〔政策〕決定 (accounting decisions) のための過度の自由」<sup>11)</sup> ほどのような利益操作を目指して行使されるのであろうか。

経営者にとって「もっとものぞましい〔利益の〕趨勢は持続的成長趨勢である」<sup>12)</sup> 以上、「他の事情が等しければ、会社〔経営者〕は変動する利益よりも

5) Charles E. Johnson, "Management and Accounting Principles," *Law and Contemporary Problems*, Autumn 1965, p. 700.

6) *Ibid.*, pp. 699, 705.

7) Francis A. Mlynarczyk, Jr., "An Empirical Study of Accounting Methods and Stock Prices," *Empirical Research in Accounting: Selected Studies*, 1969, Supplement to Vol. 7, *Journal of Accounting Research*, p. 65.

「経営者の〔会計〕活動の自由」(Herbert E. Miller, "Audited Statements — Are They really Management's?" *The Journal of Accountancy*, October 1964, p. 44; Douglas A. Hayes, "Accounting Principles and Investment Analysis," *Law and Contemporary Problems*, Autumn 1965, p. 771.) として、「経営者は、非常に広い制限内で、代替的な一般に認められた会計原則のなかから経営者は自由に選択できる。」(Sidney Davidson, "Accounting and Financial Reporting in the Seventies," *The Journal of Accountancy*, December 1969, p. 30.) このような意味で、「現在、会社〔経営者〕は特定領域に利用可能な『一般に認められた』代替的〔会計原則または会計方法〕のなかから選択するにあたりほとんど完全な自由をもっているのである。」(John K. Simmons, "A Concept of Comparability in Financial Reporting," *The Accounting Review*, October 1967, p. 687.

8) Simpson, *op. cit.*, p. 817.

9) Harold Bierman, Jr., *Financial Accounting Theory*, New York, 1965, p. 192.

10) Robert K. Jaedicke and Robert T. Sprouse, *Accounting Flows: Income, Funds, and Cash*, Englewood Cliffs, New Jersey, 1965, p. 6.

11) John L. Fox, "Useful Comparability in Financial Reporting," *The Journal of Accountancy*, December 1964, p. 45.

12) Leopold A. Bernstein, *Accounting for Extraordinary Gains and Losses*, New York, 1967, p. 47.

平準化された利益 (smoothed profits) を選好する<sup>13)</sup>に違いない。そこで、この点に着目した M. J. ゴードンは1964年4月に「経営者は〔報告〕利益とその成長率の平準化をなす<sup>14)</sup>はずであるという「ゴードンの仮説<sup>15)</sup>」を提唱した。

しかし、この「利益平準化の仮説の実証<sup>16)</sup>」を試みる過程で、経営者による会計方法の「選択が報告利益を平準化していると結論するためには、〔報告された年度利益が正常〔とみなされる基準〕値よりも高いかそれとも低いかどうかについての知識を要求される<sup>17)</sup>」ことに気付いたゴードンは、1966年に B. N. ホーヴィッツ、P. T. マイヤーズとともに、産業部門における平均一株当り利益を正常値とみなし、彼が2年前に提唱した仮説を「代替的会計方法の選択は一株当り利益を平準化し、またはそれを外部基準 (an external norm) に調整する傾向をもたらすという仮説<sup>18)</sup>」に修正して、その検証のため「(1) 企業の一株当り利益の変化率 (the firm's percentage change) を産業部門における平均変化率 (average percentage change) に調整し、または (2) 企業の一株当り利益を正常値へ平準化する……傾向をもつ会計測定方法が選択されているかどうかの考察<sup>19)</sup>」をおこなった。

13) Joseph A. Mauriello, *Accounting for the Financial Analyst*, Homewood, Illinois, 1967, p. 107.

14) Myron J. Gordon, "Postulates, Principles and Research in Accounting," *The Accounting Review*, April 1964, p. 262.

15) Jean-Marie Gagnon, "Purchase Versus Pooling of Interests: The Search for a Predictor," *Empirical Research in Accounting: Selected Studies*, 1967, Supplement to Vol. 5, *Journal of Accounting Research*, p. 193; Ronald Copeland, "Income Smoothing," *Empirical Research in Accounting: Selected Studies*, 1968, Supplement to Vol. 6, *Journal of Accounting Research*, p. 106.

ゴードンの仮説については、それを紹介した高寺貞男「会計政策決定論ノート」『企業会計』1970年8月号、28-29ページをみよ。

16) Gary Elbert White, *Alternative Accounting Procedures and Trends in Reported Earnings: An Empirical Investigation of Income Normalization* (Unpublished D. B. A. dissertation, University of Washington, 1969), p. 26.

17) Myron J. Gordon, Bertrand N. Horwitz and Philip T. Myers, "Accounting Measurements and Normal Growth of the Firm," in Robert K. Jaedicke, Yuji Ijiri and Oswald Nielsen (eds.), *Research in Accounting Measurement*, American Accounting Association, 1966, p. 224.

18) *Ibid.*, p. 225.

19) *Ibid.*, p. 224.

この仮説検証が契機となって、その後、「本来主観的なものである」<sup>20)</sup>が、産業部門における平均一株当り利益という外部基準によって客観化される「正常利益と (normal income) 平準化された利益」<sup>21)</sup>とがほぼ同じ意味で使われるようになったばかりでなく、ゴードン自身によって修正された利益平準化の仮説は「ゴードンの〔利益〕正常化の理論 (normalization theory)」<sup>22)</sup>とも呼ばれるようになった。そして、さらに「ゴードンの正常化理論の改訂追補の試み」<sup>23)</sup>として、1969年に G. E. ホワイト (コロラド大学助教授) により「企業経営者は自由裁量権のある会計〔政策〕決定に直面したとき、一株当り報告利益の……趨勢線に関して、一株当り報告利益の変動幅を縮減する〔会計〕方法を選択する」<sup>24)</sup>という「利益正常化の仮説」<sup>25)</sup>がとなえられ、現在にいたっている。

## II 利益転移操作と利益水準変更操作

以上みてきたように、「利益の操作と正常化について明確に認識した事例は最近の〔アメリカ〕会計学関係文献にかなりしばしば規則的にあらわれてきている。」<sup>26)</sup>そして、そのさい、報告「利益の正常化〔として認識された財務会計現象のほとんど〕は従来の会計学文献においては利益の平準化 (income smoothing and leveling) と呼ばれていた」<sup>27)</sup>が、そのすべてがこれまで利益の平準化と呼ばれていたわけではない。なるほど、現在でも、ホワイトのように、「利益の正常化すなわち利益の平準化」<sup>28)</sup>と、新旧2つの用語を同意語として使用している論者が少なくない。しかし、筆者は、「利益の平準化すなわち利益の

20) *Ibid.*, p. 224.

21) Copeland, *op. cit.*, p. 106.

22) White, *op. cit.*, p. 130.

23) White, *op. cit.*, p. 130.

24) White, *op. cit.*, p. 7.

25) White, *op. cit.*, pp. 8, 123.

26) White, *op. cit.*, p. 19.

27) Frederick Dill Kenamond, *Accounting Theory and Practice, Social-Economic-Political Environment and the Federal Income Tax: Their Interrelationships concerning Inventories* (Unpublished Ph. D. dissertation, University of Alabama, 1971), p. 77.

28) White, *op. cit.*, p. 7.

正常化」<sup>29)</sup>と、2つの用語をなんの断りもなく等置して使うことに、それなりの理由があることは認めながらも、ある種の抵抗を感じないわけにはゆかない。なぜなら、利益の平準化という用語には、新旧(広狭)2つの意味があり、本来の意味での利益の平準化は正常化より狭い財務会計現象を指していたからである。

筆者の知るかぎり、「期間の純利益が変動する振幅を平準化する可能性」<sup>30)</sup>についてはじめてまとまった論文が発表されたのは1953年1月のことであったが、それを書いた S. R. ヘップワース(カリフォルニア大学パークレー校講師)が「利益の〔所属期間〕の転移(income shifting)すなわち〔利益の〕平準化」<sup>31)</sup>といていたように、その当時においては、利益の平準化とはもっぱら「費用および(あるいは)収益をある期間から他の期間へ転移させる会計手続」<sup>32)</sup>を適用した報告「利益の安定化(income stabilization)」<sup>33)</sup>を意味していた。つまり、本来の意味における利益の平準化とは「利益認識〔期間〕の転移」<sup>34)</sup>による報告「利益の〔期間〕平均化(income averaging)」<sup>35)</sup>または「利益の均等化(equalization of income)」<sup>36)</sup>のみを指していたのである。

ところが、1960年代なかばをすぎ、「最近のもっとも積極的な会計の〔実態〕調査のいくつかが〔ゴードンの利益〕平準化の仮説の検証にしぼられた」<sup>37)</sup>段

29) White, *op. cit.*, p. 4n.

30) Samuel R. Hepworth, "Smoothing Periodic Income," *The Accounting Review*, January 1953, p. 32.

31) *Ibid.*, p. 33.

32) Paul Dascher and Robert E. Malcome, "A Note on Income Smoothing in Chemical Industry," *Journal of Accounting Research*, Autumn 1970, pp. 253-254.

33) Hepworth, *op. cit.*, p. 37.

34) Peter E. M. Standish, *Conflict Strains and Chance in Company Financial Reporting* (Unpublished Working Paper, University of Washington, 1968), p. 11. cited by White, *op. cit.*, p. 35.

35) White, *op. cit.*, p. 23.

36) Richard G. J. Vangermeersch, *A Study of Institutional Forces concerned with Financial Accounting in the United States, Utilizing the Annual Reports of the United States Steel Corporation as Reference Points* (Unpublished Ph. D. dissertation, University of Florida, 1970), p. 36.

37) Russell M. Barefield and Eugene E. Corniskey, "The Soothing Hypothesis: An Alternative Test," *The Accounting Review*, April 1972, p. 291.

階に入ると、利益の平準化なる概念はその外延を広めて、利益の所属期間を前転させたり、後転させたりする(したがって、全体として利益の水準に直接影響をおよぼさない)<sup>38)</sup> 会計方法だけではなく、さらに「報告利益の水準〔自体〕の〔引上げまたは引下げという水準〕変更 (a change in the level of reporting earnings)」<sup>39)</sup> をもたらす会計方法をも併用・総動員した「一株当り利益の安定化 (homeostasis)」<sup>40)</sup> 計画を意味するようになった。そして、この拡大された意味での「利益の平準化すなわち〔「定額または漸増パターンでの一株当り利益の報告」<sup>41)</sup> を目標とした〕利益趨勢計画」<sup>42)</sup> を指す新語として、1970年前後から、利益の正常化という会計用語が、財務会計の実態調査にたずさわっている若手研究者の間で、使われだしたのである。

もちろん、その場合、彼等は「将来多くの期間にわたって報告利益の水準に影響をあたえる会計〔政策〕決定と次期以降の諸期間との間で利益を転移 (transfer) するにすぎない会計〔政策〕決定との区別」<sup>43)</sup> をしていたし、また、持分プーリング法によらない「合併……の会計問題が第1の範疇に属す」<sup>44)</sup> ことを指摘するのを忘れてはいなかった。しかし、広義の「利益平準化政策」<sup>45)</sup> または「正常化政策」<sup>46)</sup> の一環として、利益転移操作と利益水準変更操作とが、どのようにつなぎあわされて実施されるかについては、彼等からなんらの見解も表明されていないのが現状である。

38) 利益の期間転移は、その都度、その利益留保にたいするプラスまたはマイナスの効果を通じて、間接的に次期以降の実際利益の水準変更をもたらす(したがって、その累積結果として、利益の期間転移をまったくしなかった場合とくらべて、全体利益はかなり違ってくる)と考えられるが、本稿では、かかる間接的影響を無視した形で議論を進めている。

39) Gagnon, *op. cit.*, p. 192.

40) Michael Schiff, "Accounting Tactics and the Theory of the Firm," *Journal of Accounting Research*, Spring 1966, p. 66.

41) *Ibid.*, p. 66.

42) Barry Edwin Cushing, *The Effect of Accounting Policy Decisions on Trend in Reported Corporate Earnings Per Share* (Unpublished Ph. D. dissertation, Michigan State University, 1969), p. 32.

43) Gagnon, *op. cit.*, p. 194.

44) Gagnon, *op. cit.*, p. 194.

45) Kenamond, *op. cit.*, p. 85.

46) Kenamond, *op. cit.*, p. 80.

そこで、以下、章をあらためて、利益転移操作と利益水準変更操作とが「利益正常化の方策」<sup>47)</sup>として適用される一般条件と特殊条件の吟味を通じて、これら2つの操作をつなぐ契機を探りだすことにしたい。したがって、本稿は、ここから、アメリカにおける利益正常化の仮説の展開過程を整理再現するヒストリカル・スケッチの領域をこえて、アメリカの若手研究者がやり残した「利益正常化の仮説の拡大」作業に入るわけであるが、かかる試みが会社「財務会計政策」<sup>48)</sup>の現状分析、特に歴史分析に有効な理論装備を提供することができれば、幸いである。

### III 利益正常化政策の階層分化

周知のように、狭義の利益平準化政策は景気変動につれて実際利益が変動するという経済的事実を前提として展開する。そして、好況期の実際利益を不況期に転移する会計操作を通じて、実際利益の多い好況期には、報告利益を引下げて「下方平準化」<sup>49)</sup>をはかり、反対に実際利益の少ない不況期には、報告利益を引上げて「上方平準化」<sup>50)</sup>を目指す。したがって、そこに狭義の利益平準化政策のカウンター・サイクリカル・パターンが生ずる。

これにたいし、利益正常化政策は常に会社間で実際一株当り利益に格差があるという経済的事実を前提として展開する。かりにすべての会社の実際一株当り利益が相等しかったならば、利益正常化政策をとる必要はまったくないであろう。もちろん、経済的事実はかかる仮定的状況からほど遠いが、その場合、実際一株当り利益の会社間格差が大きければ大きいほど、経営者はより強力に利益「正常化のために用いることができる〔会計〕技法」<sup>51)</sup>を動員しなければならないであろう。したがって、そこに利益正常化政策の（収益力格差に見合

47) Kenamond, *op. cit.*, p. 113.

48) David F. Hawkins, *Corporate Financial Reporting, Text and Cases*, Homewood, Illinois, 1971, p. 647; Vangermeersch, *op. cit.*, pp. 29, 85, 159.

49) Gordon, *op. cit.*, p. 262.

50) White, *op. cit.*, p. 3.

51) White, *op. cit.*, p. 19.



う) 階層分化現象が生ずる。

ところで、ここで問題としている利益正常化政策は<sup>經常的に適用される利益</sup>利益転移操作とそれが利益正常化の要請を完全に満たせなくなった時のみ<sup>臨時的に適用される利益水準変更操作</sup>とが(前者から後者へ、さらに新しい利益水準での前者へと)サイクリカルにつながりあわされて、一貫して実施されるので、その順序にしたがい、まず、利益正常化のために利益転移操作が加えられる場合から考察をはじめることにしてしよう。

この場合には、<sup>実際に一株当たり利益が(中期的にみた全産業部門ないしは特定産業部門における平均一株当たり利益として客観化される)正常一株当たり利益よりも多い</sup>高収益会社は、当期の利益を将来の諸期間に後転させながら、下方正常化をはかり、<sup>反対に実際一株当たり利益が正常一株当たり利益よりも少ない</sup>低収益会社や欠損会社は、将来の諸期間の利益を当期に前転させながら、上方正常化をはかるであろう。

利益正常化のための利益転移操作がこうした形に階層分化しながら、<sup>經常的に適用されつづけると、やがて高収益会社があらたに当期の利益を後転させても、すでに過去の諸期間から当期へ転移した利益の集積の方が多いため、もはや利益正常化に役立たない時点に(他の高収益会社よりも収益力が高ければ高いほど、より早く)到達するであろう。また、同じように、低収益会社や欠損会社もあらたに将来の諸期間から利益を前転させても、すでに当期から過去の諸期間へ転移した利益のあなの方が多いため、もはや利益正常化に役立たない時点に(他の低収益会社よりも収益力が低ければ低いほど、特に他の欠損会社よりも赤字が大きければ大きいほど、より早く)到達するであろう。もちろん、かかる利益転移操作による正常化限界点に到達する前に、高収益会社が低収益会社や欠損会社へ転落したり、反対に低収益会社や欠損会社が高収益会社へ上昇したりすると、利益正常化のために利益転移操作の方向転換がはかられ、下方正常化は上方正常化へ、反対に上方正常化は下方正常化へ切換えられる。したがって、この場合には、利益正常化政策は、利益転移操作の方向転換によって、狭義の利益水準</sup>

化政策と矛盾することなく、その範囲内で、それを適用したのと同じ効果をおさめながら、運用しうるわけである。その結果、利益転移操作が正常化限界点へ到達するのは不確定の将来へと延期されることになるであろう。

しかるに、高収益・低収益・欠損会社のそれぞれのプラス・マイナスの収益力に変化がなく、そのままの状態がつづいたり、または変化が生じて、高収益会社がより収益力の高い会社に成長しつづけたり、反対に低収益会社がより収益力の低い会社や欠損会社へ低落しつづけたり、特に欠損会社の赤字累積度がふえつづけたりすると、当期の利益を将来の諸期間へ転移させたり、反対に将来の諸期間の利益を当期に転移させたりしても、利益正常化の要請を満たせなくなるばかりではなく、利益の転移操作そのものが狭義の利益準化政策と矛盾するためできなくなってしまうであろう。

こうして、利益正常化のために利益転移操作を継続して適用できなくなった時点でそれに代って臨時的に適用される利益水準変更操作は、それまでに利益転移操作によって累積した資産の過小表示（秘密積立金）・過大表示（秘密欠損）と表示欠損の解消から着手し、さらに収益力に見合ったあらたな資産化をはからねばならないので、具体的には、会社が新しい会計実体 (a new entity) として『新出発』(fresh start) するために、旧来の原価基準から離脱して、会計責任の新基準 (a new basis of accountability) を設定する資産再評価を通じておこなわれる。周知のように、「自然人は新出発 (new start) をしえないが、われわれが創りだした法人は〔新出発できる〕超人的能力をもっている」<sup>52)</sup> ので、その能力をフルに生かして新出発する会社は、そこに「継続企業の仮定が実際に……適用できない」<sup>53)</sup> という意味で、継続企業を止揚した断続企業 (intermittent concern) として、資産再評価により「歴史的な原価基準の継続〔適用〕の中断」<sup>54)</sup> をなしとげ、その後再評価資産の存続期間にわたって、再評価差額を

52) John W. Coughlan, *Guide to Contemporary Theory of Accounts*, Englewood Cliffs, N. J., 1965, p. 196.

53) S. C. Yu, "A Reexamination of the Going Concern Postulate," *The International Journal of Accounting* (Education and Research), Spring 1971, p. 44.

54) Glenn A. Welsch, Charles T. Zlatkovich and John Arch White, *Intermediate Ac-*

存続期間で除した金額に相当する利益水準の変更をはかるわけである。その場合、資産の評価増しをすれば、利益水準は引下げられるのにはたいし、資産の評価減をおこなえば、利益水準は引上げられることはいうまでもない。

このような利益水準変更のために動員しうる資産再評価をともなう新出発の会計には、

- 1) 「評価増による新出発」<sup>56)</sup>の会計
- 2) 「評価減による〔新出発すなわち普通の〕準更生」<sup>56)</sup>の会計
- 3) 買収法または「公正価値プーリング」<sup>57)</sup>法による会社合併の会計
- 4) 「逆買収」<sup>58)</sup>(分譲)法による会社分割の会計

などがあるが、その効果のおよぶ範囲は再評価資産の存続期間にかぎられるので、その間にさらに利益水準を変更する必要がなくなれば別だが、そのような条件が成立しないかぎり、資産再評価をともなう新出発の会計を断続的にくり

*counting*, revised ed., Homewood, Illinois, 1968, pp. 596-597.

- 55) Walter B. Meigs, Charles E. Johnson, Thomas F. Keller and A. N. Mosich, *Intermediate Accounting*, 2nd ed., New York, 1968, p. 423.

この場合、「企業は普通の準更生の手続とは反対に、その資産を評価増しすることによって新出発できるはずであると考えられている。」(Eldon S. Hendriksen, *Accounting Theory*, revised ed., Homewood, Illinois, 1970, p. 542.) したがって、新出発ではなく、「主として物価水準の変化によって設備資産が評価増される」(Meigs, Johnson, Keller and Mosich, *op. cit.*, p. 424.) 場合については、別途に考慮する必要があるが、かりにその点を加味して議論を展開しても、本筋は少しも変らないであろう。

- 56) Hendriksen, *op. cit.*, p. 542.

「1930年代はじめの不況期に、累積した欠損を吸収し、臨時の評価減に備えるために資本『剰余金』を創出し、充用するのがアメリカの会社の間で共通の手続であった」が、「この期間中に、『新出発』すなわち〔普通の〕準更生の構想が会計専門家や利害関係者集団の間で具体化されはじめたのである。」(William A. Paton and William A. Paton, Jr., *Corporation Accounts and Statements*, An Advanced Course, New York, 1955, p. 166.)

- 57) Arthur R. Wyatt, *A Critical Study of Accounting for Business Combinations* (Accounting Research Study No. 5), New York, 1963, p. 84.

A. R. ウィアット(イリノイ大学教授)によって提唱された「公正価値プーリング説(fair value pooling concept)はしばしば準更生とのかかわりあい採用されてきた『新出発』概念を企業合併に〔全面的に〕とり入れたものである。」(Coughlan, *op. cit.*, p. 192.) これにたいし、「少なくとも被合併会社に〔かぎって部分的に〕会計上の観点から『新出発』を認めるといふ点に、買収法の主たる長所の1つがある。」(Hendriksen, *op. cit.*, p. 545.)

- 58) 分割された「新組織が完全な新出発をする」(Weldon Powell, "Business Separation," *The Journal of Accountancy*, March 1967, p. 56. 傍点—高寺) ための会計責任の「新基準の創設は『逆買収』(reverse purchase)〔または分譲法〕と呼ぶことができるであろう。」(Valdem C. Lembke, "Some Considerations in Accounting for Devisive Reorganizations," *The Accounting Review*, July 1970, p. 459.)

かえさねばならないであろう。

しかしながら、資産再評価をともなう新出発の会計は（特定の時期に集中して、多くの会社によって盛んに利用されることはあっても）、個々の会社にとっては、それほど頻繁に利用されないのが普通である。その理由は、「厳密な意味での会計操作」<sup>59)</sup>には入らない財務操作によって、利益水準を変更する必要が削減されるからであろう。たとえば、「多額の株式配当を支払う1つの……理由は、公衆に会社が超過利益をあげていると思わせまいよう、一株当たり……利益を低めるためである」<sup>60)</sup>が、このような「株式数の変更」<sup>61)</sup>操作により一株当たり利益が正常化されれば、その分だけ会計操作として利益正常化をする必要は削減されるから、利益正常化のために利益水準変更操作を適用する度はよめられるであろう。

そこで、以下、この点に焦点をあわせ、株式数の変更という財務操作によって利益正常化の会計政策を緩和し、ある程度までそれに代わる機能をはたすものと考えられる財務政策としての「一株当たり利益の調整」<sup>62)</sup>について、考察することにしたい。

#### IV 株式数正常化による利益正常化の補完

周知のように、「アメリカでは、無額面株式の発達によって、〔債権者を保護するために維持すべき最低限度額としての〕資本と〔配当支払の経済的基礎としての〕株式との関連が切断されてしまったため」<sup>63)</sup>、「会社の財務構成を計画する〔経営〕者の統制下にある」<sup>64)</sup>表示資本を修正する会計操作と株式額面

59) Coughlan, *op. cit.*, p. 192.

60) Joseph F. Bradley, *Fundamentals of Corporation Finance*, revised ed., New York, 1959, p. 273.

61) Raymond P. Kent, *Corporate Financial Management*, Homewood, Illinois, 1960, p. 482.

62) *Ibid.*, p. 605.

63) 竹内昭夫『剰余金の資本組入』1962年、187ページ。

64) Harry Buttner, "The Evolution of Stated Capital," in Michael Chatfield (ed.), *Contemporary Studies in the Evolution of Accounting Thought*, Belmont, California, 1968, p. 245.

または表示総額(額面または表示価額×株式数)を変更する財務操作との間にずれが生ずるようになった。

その結果として、表示資本の修正と株式額面または表示総額の変更とが双方同時に平行しておこなわれる場合のみならず、さらにいずれか一方のみが単独でおこなわれる場合も生じてきたので、「表示資本は……社外株式の額面または表示総額と必ずしも一致しない」<sup>65)</sup>のが普通になっている。なお、それにともない、株式の額面または表示総額と株式の構成(額面または表示価額×株式数)変化との関係も複雑になり、たとえば額面または表示価額の切下げによる資本減少・株式配当・資本減少をともなわない利益による株式消却のような場合には、額面または表示価額と株式数のいずれか一方のみが変更させられて、株式の額面または表示総額が変更し、また、たとえば新株発行をともなわない利益の資本組入のような場合には、額面または表示価額、株式数、株式の額面または表示総額のいずれも変更しないのにたいし、たとえば株式分割・株式併合のような場合には、「株式数が額面または表示価額の変更に反比例して〔逆方向に〕変更される」<sup>66)</sup>ため、株式の額面または表示総額には、なんらの変更も生じないのである。

そこで、以上指摘したことを整理する試みとして、表示資本を修正する会計操作がある場合とない場合、株式額面または表示総額(額面または表示価額×株式数)を変更する財務操作がある場合とない場合の組合せを考えると、次ページに「資本修正・株式構成変化表」として示したように、(いずれの操作もまったくなされない場合を除いて)7通りの手続があることがわかるであろう。これらのうち株式数の変更をともなわない「手続は〔他の事情が等しければ〕……一株当たり利益の記録を変えないから、株式の市価には直接的影響をおよぼさないであろう。」<sup>67)</sup>したがって、これら7つの手続のなかで一株当たり利益を調整し、株価に直接影響するのは、「資本修正・株式構成変化表」のうち太線でか

65) *Ibid.*, p. 245.

66) Kent, *op. cit.*, p. 483.

67) Kent, *op. cit.*, p. 478.

## 資本修正・株式構成変化表 ○印一あり、×印一なし

	表示資本 の修正	株式の額面または表示額の 変更	株式構成の変化		1株当り 利益の調整
			額面または表示 価額の変更	株式数の変更	
1	○	×	×	×	×
2	×	○	○	×	×
3	○	○	○	×	×
4	×	○	×	○	○
5	○	○	×	○	○
6	×	×	○	○	○
7	○	×	○	○	○

こんだ株式数の変更操作をふくんだ4つの手続にかざられるわけである。

たとえば、株式数を増加する「株式配当〔や株式分割〕は市価と一株当り利益の引下げを目的としうる」<sup>68)</sup>といわれているように、「もしもある会社の一株当り利益が大きく、それに応じて市価が高ければ、株式配当〔や株式分割〕は一株当り利益を引下げ、そして市価を引下げるであろう。」<sup>69)</sup>これにたいし、株式数を減少する「株式併合は、会社が赤字経営をしていないと仮定すると、一株当り利益〔と市価〕の水準を引上げる……効果をもっている。」<sup>70)</sup>

これらの場合に「株式数の増加〔または減少〕の基礎にある動機が並外れた一株当り利益と株価を防止〔し、「過大〔または過小〕一株当り利益の表出を回避」<sup>71)</sup>する点にある」<sup>72)</sup>以上、一株当り利益の正常値への調整は、会計操作としての利益正常化ばかりでなく、さらに将来持続的に計上しうる報告利益を正常一株当り利益で除してえられる正常株式数へ社外株式数を変更する財務操作を通じて、なされるはずである、といわなくてはならないであろう。もち

68) Kent, *op. cit.*, p. 605.

69) John F. Childs, *Long-Term Financing*, Englewood Cliffs, N. J., 1961, p. 58.

70) Kent, *op. cit.*, p. 487.

71) Jules I. Bogen (ed.), *Financial Handbook*, 3rd ed., New York, 1959, p. 895.

72) William H. Husband and James C. Dockeray, *Modern Corporation Finance*, 5th ed., Homewood, Illinois, 1962, p. 239.

ろん、その場合に、財務操作としての株式数正常化と会計操作としての利益正常化とは、一株当たり利益を正常値へ調整する財務・会計政策の発動形態として、相互補完的に<sup>73)</sup>からみあわされて、多くの場合ほぼ同時平行的に運用されるから、資産再評価をとまなう新出発の会計によって利益水準を変更する度合は、それだけ緩和されるのである。

73) 株式数を増加させて、一株当たり利益を下方に正常化せんとする「株式分割または通常の株式配当政策は不況期にはほとんど適用されないが、好況期にはかなり一般に使われている。」(Husband and Dockeray, *op. cit.*, p. 237.) 「しかしながら、個々の会社は短期間にかかる〔株式〕配当〔や株式分割〕をくりかえす機会をまれにしかもっていない。いったんそれ〔ら〕によって株式市価または一株当たり〔利益〕数値がかなり引下げられたら、さらに同種の調整が得策となるまでには、相当長い時間がかかるのが普通である。もちろん、利益が年々非常に並外れて増進することが期待される会社にとっては、この期間は短くなるであろう。しかし、他方、1, 2度かかる調整がなされたのちに収益力が低下する会社にとっては、この期間は無限に引きのばされる」(Kent, *op. cit.*, pp. 605-606.) どころか、「社外株式の増加のため一株当たり利益は幾何級数的に低落する傾向となる」(Seymour, N. Siegel, "Stock Dividends," *Harvard Business Review*, October 1932, p. 78.) ので、「各年一株当たり利益を同一額に維持するために」(Richard W. Schabacker, *Stock Market Theory and Practice*, New York, 1930, p. 362. cited by Siegel, *op. cit.*, p. 78.), 反対に株式数を減少させねばならないであろう。

とはいうものの、「好況期には、かかる〔株式併合〕取引はほとんど実在しないようだ。」(Husband, *op. cit.*, p. 239.) 「それは主として不況期と株式市価低落期の現象である」(Kent, *op. cit.*, pp. 486-487.) が、株式数を減少させて、一株当たり利益を上方に正常化せんとする「株式併合は株式分割のように一般に使われていない。」(Bradley, *op. cit.*, p. 574; Kent, *op. cit.*, p. 486.)

このように、財務操作としての株式数正常化においては、株式数の増加による一株当たり利益の下方正常化の方が一般的に適用されるので、それと相互補完関係にある会計操作としての利益正常化においては、新出発の会計として上方正常化がはかられる場合の方が多傾向がでてくるのである。